

意見書

第四回定例会では、1件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

ホームドアの設置と内方線付き点状ブロックの整備促進を求める意見書

本年8月、東京メトロ銀座線青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し、死亡するという大変痛ましい事故があった。また、その対策に動き出していた矢先、10月には、近鉄大阪線河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し、特急電車にはねられ亡くなるという事案が発生した。

現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国251駅のうち、ホームドアが設置されている駅は77駅にとどまっている。また、平成28年3月末現在、全国約9,500駅のうち、ホームドアの整備が完了しているのは665駅である。駅の安全対策の観点からも、列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務である。

また、ホームドア等が設置されるまでの対策として、視覚障がい者がホームの内側を判別できる内方線付き点状ブロックの整備も重要である。

現在、1日の利用者が1万人以上の駅での整備率は63%であるが、ぜひ、全駅において整備を進めるべきである。

よって、本区議会は、政府に対し、視覚障がい者をはじめ駅利用者が安心して駅ホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームの

更なる安全性向上に向け、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 ホームドアの設置にあたっては、すべての鉄道駅ホームの危険個所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅と併せて、速やかな設置を実現すること。
- 2 内方線付き点状ブロックの整備については、全駅での整備を促進すること。
- 3 ソフト面の対応として、希望者への駅係員のアテンドや、一般旅客に対する誘導案内、更には視覚障がい者への積極的な声かけ等事故を未然に防ぐ対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月9日

▶あて先・内閣総理大臣、国土交通大臣

区議会のしごと

議決

区長や議員から提出された議案などを審議して、区議会の意思を決めることを議決といいます。これは、区議会の仕事の中で、もっとも本質的・基本的なものです。

議決する事項は、地方自治法（第96条）で定められており、その主なものは、つぎのとおりです。

1. 条例を制定、改正、廃止すること
2. 予算を定めること
3. 決算を認めること
4. 区の税金、使用料、手数料などに関すること
5. 1億8千万円以上の工事や製造の契約を締結すること
6. 副区長、監査委員の選任に同意すること
7. 教育委員会教育長、教育委員会委員の任命に同意すること
8. その他、法律や条例などにより議会の権限とされていること

このほか、会議規則や委員会条例を定め、議長や副議長の選挙、委員会の設置などを決定します。

区政のチェック

区政が正しく運営されているかどうか、区の仕事の状況を聞いたり、問題点を指摘することも区議会の大切な仕事です。

本会議で一般質問を行うことや、委員会で報告を受けたり、質問を行

うことで区政をチェックしています。また、事務の執行状況や出納の検査をしたり、監査委員に専門的な監査を求め、区政の適正な執行に役立つ意見をまとめることも行います。

意見書・要望書等の提出と決議

区民生活に重要なことでも、それが国や東京都などの仕事であるため、区のみでは解決できないことがあります。

このようなとき区議会では、関係機関に解決を求めるため、意見書や要望書等を提出します。この意見書の提出は、地方自治法第99条により意見書提出権として認められ、議決に基づいて国会または関係行政庁に対して行われます。

また、区議会の意思を表明するため、決議することもあります。

請願・陳情の受理と審査

請願・陳情制度は、住民の声を直接政治に反映させるものです。

練馬区議会では、区政について区民の皆様の要望や意見を請願・陳情として受けています。請願・陳情は慎重に審査し、その内容が妥当であり施策に反映させるべきと判断した場合は採択とし、そうでないものは不採択とします。定例会中に結果が出なかったものは閉会中も継続して審査します。

採択したものは、区長・教育委員会などの執行機関やその他関係機関に、その実現を働きかけています。

会議の開催状況

11月25日(金)	議会運営委員会 本会議 (所信表明、議案上程等)
28日(月)	本会議(一般質問)
29日(火)	本会議(一般質問)
30日(水)	本会議(一般質問)
12月1日(木)	常任委員会(5委員会)
2日(金)	特別委員会(4委員会)
5日(月)	特別委員会(2委員会) 常任委員会(5委員会)
6日(火)	常任委員会(5委員会)
7日(水)	特別委員会(4委員会)
9日(金)	議会運営委員会 本会議(議決)

定例会の開催予定

次回の定例会は、2月8日(水)から開催する予定です。

どなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

傍聴受付

本会議

西庁舎9階の傍聴席入口

委員会

西庁舎5階の議会事務局

※本会議、各委員会の開催日時等の詳細は、電話等でお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

聴覚に障害のある方で、手話通訳をご希望の方は、事前にお申し出ください。

短 信

会派名称の変更

「練馬区議会自由民主党」は、平成29年1月1日付けで、会派の名称を変更しました。

〈新名称〉

「練馬区議会自由民主党・無所属」

○住所の変更

おじま 紘平 議員

〈新住所〉

〒165-0818 練馬区西町1-1-1

○住所・電話番号の変更

島田 拓 議員

〈新住所〉

〒165-0812 練馬区西町1-1-1

〈新電話番号〉

03-6755-1781

あ と が き

あけましておめでとうございます。謹んで区民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。区議会だより第203号は、平成28年第四回定例会を中心に編集しました。

今年も皆様に親しまれ、読みやすい区議会だよりを目指し、努力してまいります。本紙について、ご意見・ご要望がございましたら、議会事務局までお寄せください。どうぞよろしくお願いたします。

◇ 広報・図書委員会

委員長 上野 ひろみ

◇ 委員長職務代理

吉田 ゆりこ

委員 石黒 たつお
委員 有馬 豊